

平成24年9月23日

斉藤一男 建築設計事務所

TEL 011-751-2501

FAX 011-751-2503

羽田 雄一郎国土交通大臣

(法規課小野寺専門官、大槻担当)

FAX 03-5253-1630

道庁、札幌市建築指導、主事、安全推進

高島、山田、永田、池田

FAX 011-232-0147,

011-232-1022

FAX 011-211-2823

東日本ハウス坂本社長 他住宅メーカー各位

FAX 03-3239-9833

札幌市東区伏古2条4丁目8-14

(有) HAハウスリメイク 山本弘明

TEL 011-784-4046

FAX 011-784-5504

@当家の改築用設計、確認申請取得委任の顛末を斉藤建築士は国交省、札幌市建築主事から正しく伝えられていませんので、ここに事実を伝えます

1、斉藤建築士は「当家を改築する設計、確認申請取得、現場管理を私から委任され、まるで事情が不明で途切れた事を全く理解出来ないでしょう”これから事実を記載し、説明します”」

(1) 当家は金融公庫融資3号住宅、東日本ハウス施工で有りながら”別紙のように基礎施工から何から全く施工合格図と異なった施工の住宅なのに、建築主事が合法認定を下ろし、私に押し付けた建物です”私は二年程前にこの事実を偶然知りました、一々施工合格図と施工建物を確認しないですから。

(2) ここまで違法施工住宅に階段昇降機を1, 2階階段に取り付けるとなったのですが”基礎部分で32センチ低い、基礎伏図と実際の施工も全く異なる、木部も全く別物”こんな建物に確認、検査済合格証が発行されていますから(金融公庫火災保険事業は一級建築士を派遣し実態確認済み)改築用確認申請を出す事も出来ません、詐欺被害者です当方は。

(3) 日本ERI, 札幌工業検査は”こんな詐欺施工を合法認定した責任は建築

主事しか負えない、札幌市建築主事に全責任を取らせる以外不可能”と当然を答え逃げました。

で、建築主事の元へ向かったのです、建築主事は”建築士を委任し、改築用施工図を作らせ、建築士資格を持ち、建築士責任で確認申請を出せ、お前の家の施工が金融公庫、建築基準法合法認定施工図と完全に異なるというなら必ず建築士責任による設計、管理、確認申請取得が必須なのだ、無資格者による構造変更は法律で認められないのだから”と求めて来ました。

(4) 種々経緯があり、貴殿に”図面上、確認済、検査済証上合法的な金融公庫融資住宅”と事実を伝え委任したのです。

(5) まさか、出て来ないと思って居た建築士が受任して、あせった建築主事は”ご存知の通り当家が完全な詐欺施工を公文書で合法認定した代物”と言う事を貴殿に隠して、建築主事、市は、貴殿、私とも改築用設計、確認申請、現場管理責任問題を打ち合わせていたのです”公式に貴殿を乗せれば建築主事は違法施工を合法認定した全責任を、建築士に負わせられるからです。

(6) 私は別紙の通り、一階階段昇降機設置用確認申請を”建築主事の言動、建築士以外構造変更は認められない”の言動と異なり、会社で合格させましたが、施工図偽造による合格です”斉藤建築士はこの施工図偽造の先全てを建築士責任で負わされる立場でした”2階階段架け替え、構造変更責任、別施工を図面上に沿って設計ですから詐欺です”

更に当家を大改造しようとしています、改築用確認申請を変更しなければならぬので、法による変更の指示を求めています、公文書で合格させたのと全く別物施工の住宅なので建築主事は合法的な確認申請変更指示も出せず居ます”

2、ここまでの非合法犯罪が重なり、証明され、国交省がマスコミ発表した3号順防火地域建物の延焼防止壁施工が認証違反施工と報じた問題で、当家と当社施工3号建物も認証違反に該当すると当方は申告しましたが”法の適用はお上が恣意的に可否を決める”との方針らしく、適用せずのようです。東日本ハウス、札幌市建築主事の犯罪責任抹殺の為になした建築基準法蹂躪です。当然全社適用でしようから全ての住宅会社、建築士への朗報です”

3、有る程度経緯が分かったでしょうか「私は建築主事の指示を持ち貴殿を委任しましたが”建築主事側の所業がどんどん犯罪そのものとなったので”委任を中止したのです」「建築主事の指示は”構造を組み替えて階段を架け替えて、元の階段を撤去すれば、建築士による設計を持った確認申請は必須である、階段一箇所構造変更なので、建物の半分以上の構造変更となるからだ、だったのが、斉

藤氏が受任し、このように構造複数変更、階段架け替え、元の階段撤去と設計しましたら、建築主事は”構造を複数箇所変えて階段を架け替えて、元の階段を撤去しても、確認申請取得は不要だ”の強弁に変わりました」

ここまで非合法に貴殿が手を染めさせられて、今の大規模増改築にこの当社取得確認申請を発展させるなら、貴殿は建築士責任を姉齒並みに負わされたでしょう。

「こう言う大掛かりな罠に、私も貴殿も責任転嫁目的で巻き込まれたのです”私は建築主事の指示で動いたのです”逆恨みせず理解願います、建築主事、国交省、道庁に二年前からこうした経緯は全て伝わっています、確認して下さい”」

貴殿がここまでの罠に落とされた事実は、建築士の置かれた立場の公式証明でしょうね、何時でもこの経緯は何処でも証明しますよ。

原  
本

FAX送信のご案内

平成21年2月15日

① AAハウス17 監



齋藤一男建築設計事務所  
KAZUO SAITOH ARCHITECT OFFICE

〒007-0849 札幌市東区北45条東1丁目1番25号  
TEL 011-781-2501 FAX 011-781-2509

平素は格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。下記の通り書類を送信致しますので、ご査収のうえ宜しくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

18

号  
証

記

連絡 本美くおりました。

※手配に關する木造は、設計が7/3に作成は出来て居る!

↳ 上記、7/11の設計は、5/25の条件に  
ありとありゆき構想と対応して居るものとす。

↳ 更に初めに経験する階段昇降機、法基準の  
調査から ~~~~~ 対応は?!

(結論)

- 1. 7/11の7/3に4章を改訂された!
- 2. 北日本X7/3の5/25の採用は不可とすべし!

在字に於て 9:00まで TEL 011-781-2501

↳ 本2/14 8:00まで (60) B-...? (送信者) *Wito*

送付枚数 (本誌含む) 1 枚

平成23年2月15日

平成22年(ワ)第980号 建築物検査等認定行為者確認事件

原  
本

原告 山本弘明

被告 国他3名

札幌地裁民事第5部2係 御中

原告 山本弘明

TEL011-784-4046

FAX011-784-5504

準備書面第一回

1、本訴訟の一番の定義は確認申請、工事完了検査は、行政が所管する法律と業務であり、三権分立と言う憲法の規定を先ず適用して、行政が検査権限、合否決定権限を有しており、司法に最高決定権限は存在しない事を、裁判官、国、札幌市長が正しく認識すべきと言うこの規定なのである。

2、確認申請検査、及び合否決定、工事完了検査権限、及び合否決定、合格証明書発行の全権は”本件訴訟事案住宅問題では、札幌市建築主事がこの権限所持者であった”これは今でも根本では同じである、従って本件訴訟で問題視されている確認申請合格証明書、工事完了検査済み確認証明書、金融公庫融資基準合格証明書は札幌市建築主事発行となっているのである。

3、甲第14号証2011年読売新聞記事、簡裁はエレベーター設置を、建築確認出しません(写し)及び甲第15号証、原告宛八王子市役所政策審議室、伊藤主幹から原告宛に送られた、ファックス文書(写し)最高裁宛 八王子市長による、八王子市簡易裁判所新庁舎のエレベーター設置について(要望)文書は、八王子市簡易裁判所新築工事の確認申請提出内容、最高裁設計、国土交通省による、八王子市への提出の内容が、八王子市がバリアフリー化を公共施設では整備する事を推進させると定めた条例に合致していない事で、最高裁にバリアフリー化を行うよう要請し、この簡易裁判所の新築工事用の確認申請提出の合格を、行政所管権限を持って止めている事を記事に出し、公文書で明らかとさせている証拠なのである、この問題に付いて、訴外八王子市政策審議室、伊藤主幹は「確認申請の合否権限は、建築基準法と之に付随する市議会を通して定められた条例により、建築主事が権限を有しており、最高裁、司法権限は及ばず、三権分立規定の適用による」この内

(1)

容を、原告に答えてもいるのである。

この問題は、一年程以前から、最高裁、国土交通省側から、エレベーター無しの簡易裁判所新築計画を設計内容を示して、打診して来ていて、結局最高裁提案、国土交通省が確認申請提出を行うとしたとの事である、最高裁にも調査を掛けた事実がこうであった。

4、つまり、司法の最高機関であろうとも、行政所管法律と許可権限には司法権力を強制適用は不可能と言う事実が実例で証明された事の正しい認識と判断を求めているのである「司法が決めれば、三権分立規定、法律の合否など飛ばして正しい答えで通る筈は無い事が、日本ではほぼ通らない現実を鑑みてである」

5、次に、平成23年2月10日付、被告札幌市による答弁書記載への反論である、被告札幌市は、答弁書第5、1、(1)にて「基礎の構造並びに幅及び地盤面上の高さ」については現場検査項目である事は認め（建築基準法第22条）と答弁している、しかるに第5、6、6行目以下に置いては「実測の高さは不知」と答弁しているが、被告札幌市は公式に「建築基準法第22条検査を怠ったと認めたのである、この検査を正しく行ったのであれば、原告住宅の地上上の基礎の高さを知らないでは通る訳が無いのである」である。

6、甲第16号証は、甲第6号証、原告自宅立面図右上、東面図面と、この面から住宅車庫部分を撮影し、一つに纏めた物である、立面図では、基礎の高さが2、1メートル、シャッター高さが金融公庫基準ギリギリの1、8メートルと記載が有り、シャッターボックスはシャッター上の架梁の後ろ、内側に設置されているが、原告が建った写真では、原告の身長1、72メートル程度の基礎、シャッター高さだと、はっきり証明されているし、シャッター上のコンクリート梁は高さ的に存在しないので、シャッターボックスは外部側住宅木部に設置されている事が正しく証明されているのである「つまり被告札幌市は、目視で誰でも分かる違法な基礎工事を合法認定した訳である、建築主事が建築基準法を犯したのである」

7、被告札幌市は、第6、6に置いて「原告の請求の趣旨が実質的に不法行為に基づく損害賠償請求と同視しうるもので有るならば、被告札幌市が完了検査を行ってから既に20年を経過している」と、恐らく民事損害賠償の基本的な請求時効の適用を求めたらしい記載が有るが、建築主事が合格認定証明を行った、確認申請、工事完了検査済み証明は、コピー代金程度で謄本が五十年経過した建築物であろうと発行されて、建築基準法に合致した証明を果たして居る、原本が建築主事責任で行政機関に存在しているからの、謄本発行、及び合法証明である、被告札幌市は、公的機関が公文書として作成、発行した原本、謄本と言う、国の根幹をなす公文書を、二十年で偽者でも合法化出来ると答弁した、テロに等

(2)

しい事実認定、答弁である、なお、八王子市役所政策審議室、建築指導課、北海道庁建築指導課役人諸氏は、被告札幌市のこの答弁書も見た上で「役所が公式に作成し、発行している公文書と謄本が偽者で通る訳は無いし、行政機関発行になる偽の公文書が二十年で時効となる筈も無い、多分弁護士とでも打ち合わせて出した答弁でしょうが、公文書そのものの絶対合法さまで否定して、どう始末を付けるのでしょうか」こう言う答えを発している。

8、原告は現在、甲第17号証、ファックス送信表にある設計事務所に委任して「札幌市建築主事が発行した、合格認定させた自宅の図面、及び確認申請、工事完了検査合格証明書を提供し、昇降機設置用改築工事の設計と確認申請提出を委任して働いているが、被告札幌市の答弁であれば、この改築工事用確認申請は、当然合法で通るのであるだろうか？偽者の合格証明公文書、図面が土台での確認申請提出と合格検査であるが？」通されれば公文書偽造であろうし、通らないなら建築主事は、上田市長は虚偽答弁を行った事が、本件訴訟の判決とは無関係で証明されるのである。

9、被告札幌市の今回の答弁は、三権分立、法律規定、国の制度を事例証拠、証言を持って破壊した物であろう。

証拠

15	甲第15号証	新聞記事	写し
16	甲第16号証	八王子市からのファックス	写し
17	甲第17号証	原告自宅東面図面と写真	原本
17	甲第17号証	原告委任設計事務所からの文書	写し

(3)

平成24年9月16日

安住 淳財務大臣（政策金融課、東担当）

FAX 03-5251-2217

羽田 雄一郎国土交通大臣（法規係小野寺専門官）

FAX 03-5253-1630

会計検査院 本田担当

FAX 03-3593-2530

高橋 はるみ北海道知事（建築指導、安全推進）

FAX 011-232-0147

上田 文雄札幌市長（山田建築主事、安全推進池田課長）

FAX 011-211-2823

損保ジャパン札幌火災新種サービス金融公庫火災保険大家課長

FAX 011-251-5894


東日本ハウス坂本社長

FAX 03-3239-9833

各地建業主事、アキュラ、住林、土屋他住宅メーカー

損保犯罪被害者の会

札幌市東区伏古2条4丁目8-14

(有) HAハウスリメイク 山本弘明 

TEL 011-784-4046

FAX 011-784-5504

◎建築基準法、金融公庫法、建築士法の扱いは常に正しく平等でなければなりません、当社が施工した恵庭市の3号建物は別紙確認申請図の通り準防火地域に達しています、当家の増改築確認申請変更手続きを放置し続けている不作為行為責任と合わせて法を蹂躪している問題に答えて下さい

1、別紙確認申請図、申請時点で金融公庫融資住宅図面、恵庭市の物件図面をご覧下さい「用途地域、近隣商業地域、準防火地域、建蔽率80パーセント」「窓、新日軽サンバレーアルブラ網入ガラス」「一階RC車庫窓乙種防火戸アルミ、網入りガラス、電動シャッター乙種防火戸」と記載されています「3枚目は矩計図です、1階RC、2、3階木造となっているでしょう」図には施主氏名、住所全てを消さず送ります、北海道庁はこの準防火地域建築3号建物は準防火施工、延焼防止壁施工物件では無い、と強弁していますが、完全なる準防火施工対象建物です、建築基準法の適用を行政特権で消す、が



通る法律は無いですよ、国は行政犯罪を見逃すのですか。

2、当家施工は「上記建物と同様の3号準防火施工物件です、当家を外す法的根拠も無いでしょう」3号準防火仕様施工建物で確認申請、完了検査、金融公庫融資検査を通したのですから」

3、当家の改築用確認申請変更受付が放置され続けている、不作為犯罪行政業務責任はどうなったのでしょうか”法令遵守はご都合主義が全て”と國家が公式に意思表示しているのですか”

「以前渡したとちぎでの住宅、地耐力不足によって去年の地震の結果基礎が不同沈下被害を起こし、施主の依頼で私と施工会社との話し合いをなし、施工会社がこの建物の基礎施工の建築基準法違反施工事実を認め、万建設、施工会社が1,000万円単位の修理工事を費用負担責任を負って修理、完了させてくれた事に付いて、住林他大手建設会社は”小さい会社だから違法施工責任を正しく認め修理した、大手建設業者は違法施工事実、法律違反施工等事実を証明されても瑕疵責任から負う事をしない”と修理責任、費用負担全てを負った修理責任遂行に驚いています、金融公庫、建築基準、建築士法、民法第709条違反責任は一切大手は負わず通せているのが日本の常識、小さい会社のみ違法、脱法責任を負わせられる、国がそれを通してくれている、と答えているのですよね」

それで不都合が極まると当社、当家の法律適用飛ばし対応に切り替えるとしているのですね”では法の適用の可否決定根拠を正しく法律論によって文書で答えて下さい”これが法治國家に於ける國家権力の所業なのですか。

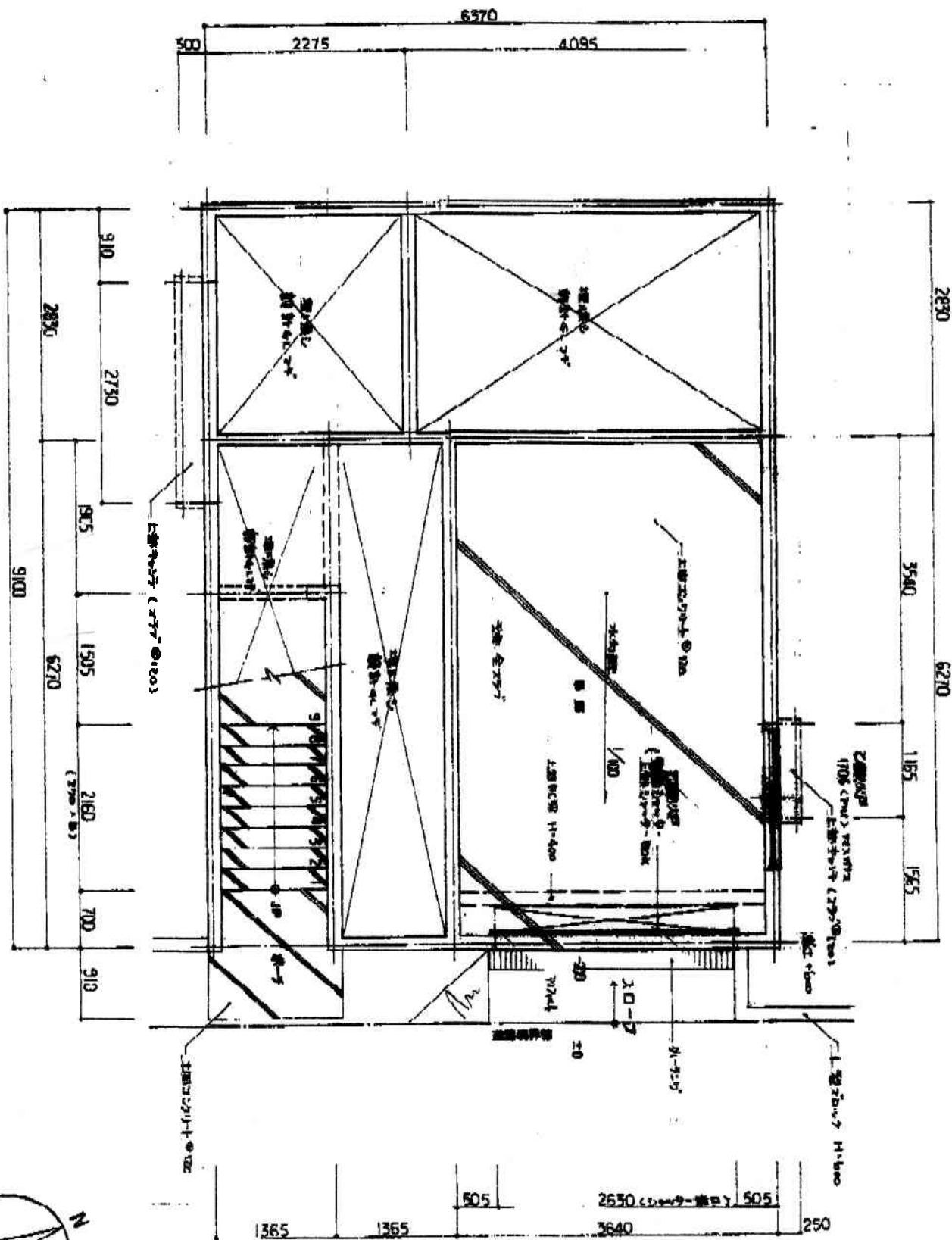
主要概要

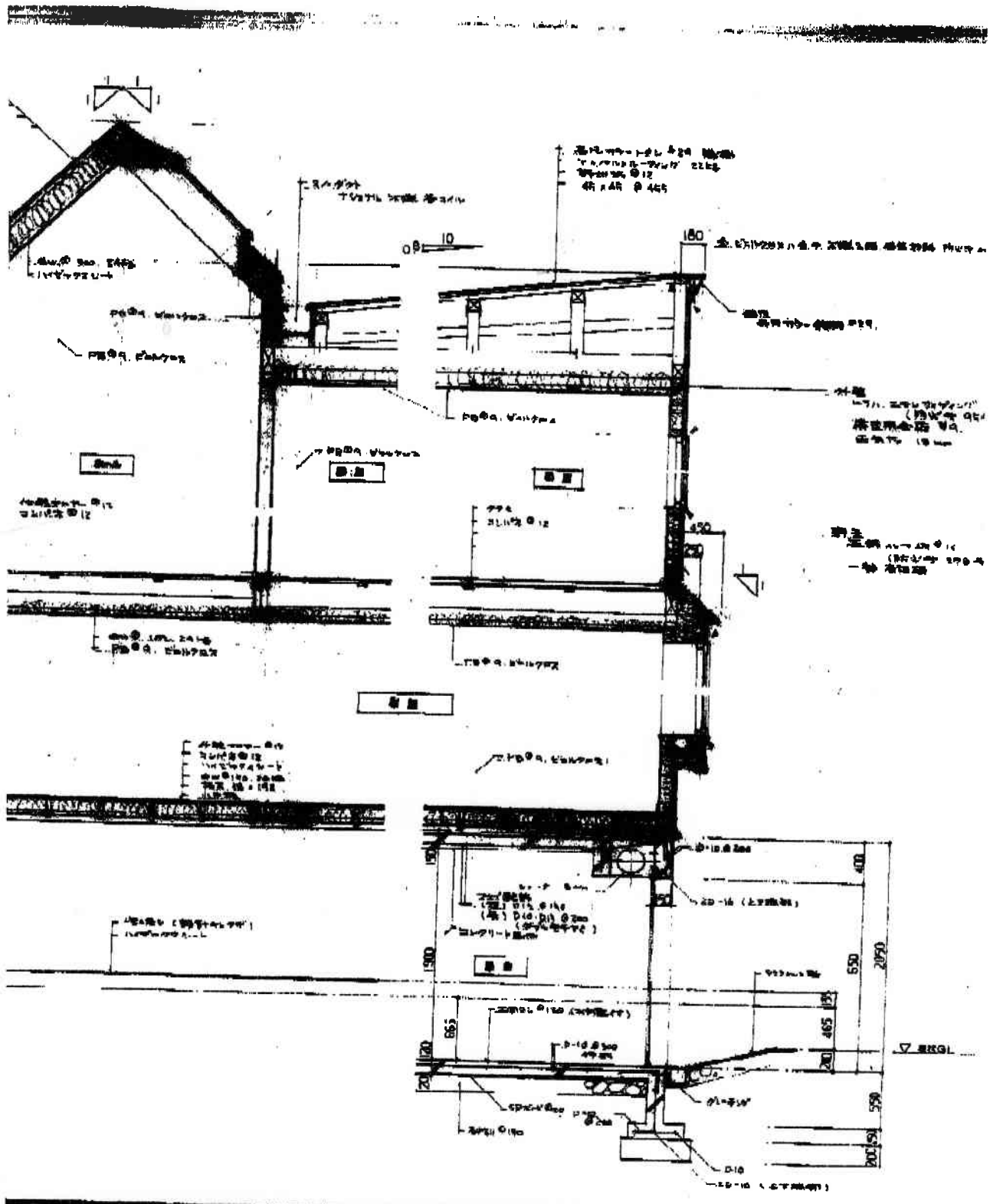
工事名称	福島和休機組工事
建設地	福島市工町 118-1 の内
用途	送電線路 架設工事 80% 200%

設備概要

標準・仕様	本機組工事 2 種 (地下埋)
外部材料	主鋼材 7Y ~ 7Y2 (新日鐵) 他 ~ 7Y2 (新日鐵) 他 (新日鐵 90% 7Y1 10%) 7Y2 (新日鐵) 他 (新日鐵 90% 7Y1 10%)
断熱材	片 7Y2 (新日鐵) 他 ~ 7Y2 (新日鐵) 他 (新日鐵 90% 7Y1 10%)
防湿材	ハイモックシート 0.05
DB	7Y2 (新日鐵) 他 (新日鐵 90% 7Y1 10%)
絶縁材	7Y2 (新日鐵) 他 (新日鐵 90% 7Y1 10%)
洗面化粧台	ToTo LDA 754 CUA + LNA 754 HA
キッチン	7Y2 (新日鐵) 他 (新日鐵 90% 7Y1 10%)
便器	ToTo C730 + S731 B (2台)
バス	ToTo G6N 1 F

外部仕上表





株式会社 ビルトモア B&M  
 〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1  
 TEL: 03-5561-1111 FAX: 03-5561-1112  
 E-MAIL: info@builtmore.com

平成24年9月13日

安住 淳財務大臣（政策金融課、東担当）

FAX 03-5251-2217

羽田 雄一郎国土交通大臣（法規係小野寺専門官）

FAX 03-5253-1630

会計検査院 本田担当

FAX 03-3593-2530

上田 文雄札幌市長（山田建築主事、安全推進池田課長）

FAX 011-211-2823

損保ジャパン札幌火災新種サービス金融公庫火災保険大家課長

FAX 011-251-5893

東日本ハウス坂本社長

FAX 03-3239-9833

各地建築主事、アキュラ、住林、土屋他住宅メーカー

損保犯罪被害者の会

札幌市東区伏古2条4丁目8-14

(有) HAハウスリメイク 山本弘明

TEL 011-784-4046

FAX 011-784-5504



①当家は”建築主事照合済検印が押された施工図に排煙計算式が記載されています”準防火3号建物となっています、基礎の施工は訂正図によります、金融公庫、建築基準法を踏襲し正しい調査処理を行って下さい

1、当への仕様、施工は別図札幌市建築審査2課の検印が押された図面（一枚を縮小して二枚に分けてコピーして合わせた図面です）に有る様し「排煙計算式が記載された、準防火仕様3号建物です”公文書で準防火建物認定、延焼防止施工を責任付けられた住宅です”東日本ハウス、札幌市安全推進課は当家を国交省発表、準防火3号建物対象から無条件で外す事は許されないのでしょう」

2、当家の基礎施工は別紙確認済、検査済合格認定施工図施工とは全く異なります、右が公文書合法認定図、左が実際の基礎施工図です、新築時からこの施工です「新築時点に遡り基礎施工合法認定図も建築主事、建築士の手になるとして公文書を書換え、差し替えて下さい、矩計図、改築用確認済証原

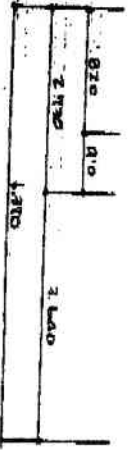
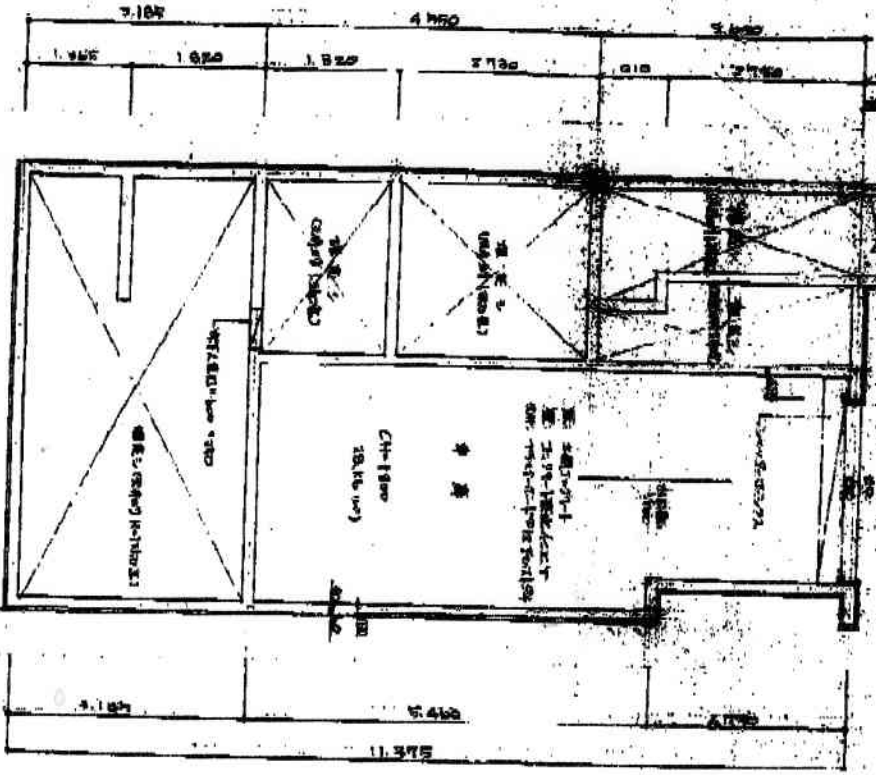
本、副本に綴じてある短計図、手書き訂正図と合わせて公文書を作成し直しましたので、合わせて公文書認定を行い、新築時点に遡って差し替えて下さい。基礎部分が合法に是正されれば、他の不整合施工部も手書きで訂正しますので、公文書として新築時に遡り、建築士、建築主事合意による差し替えを求めます。ないしは公文書合格認定施工図に添って基礎を作り変える責任を果たして下さい。増改築用確認申請が出せないまま放置は認められませんので。

3、過去に遡って「金融公庫法、建築基準法を改正し”この法律は施行時点に遡り適用を除外する”との条文を加えて速やかに施行する方法も有ります”各種公文書は公文書としての絶対効力は無い、虚偽、偽造、違法作成、発行が発覚したなら、作成し直して差し替えるだけで良い”との法律規定も速やかに作定し、施行すべきでしょうね」

「金融公庫火災保険事業契約内容に対して非合法契約に該当する事実が見出されたなら、速やかなる報告を被保険者は無し、金融公庫火災保険事業者による実態調査を行って事実確認を終え、異なる事実を全て金融公庫火災保険事業で訂正記載しなければならない」

この規定による公式申告も合わせて行います、国の火災保険事業ですから一つの非合法、違法隠蔽も許されませんので「以上速やかなる対応処理を願います」金融公庫、建築基準、建築士法、保険業法（金融公庫火災保険事業はこの法律も適用）による公式申告、法を持った是正要求です。

10年保証



仕様表

項目	仕様	数量	単位
床	コンクリート/タイル	15	㎡
壁	コンクリート/タイル	15	㎡
天井	石膏ボード	15	㎡
窓	アルミサッシ	15	㎡
扉	木製	15	㎡
照明	蛍光灯	15	個
空調	冷暖房	15	㎡
給排水	水道/排水	15	㎡
電気	配線	15	㎡
その他	内装材	15	㎡

照合済

事務所 株式会社 建設部

10年保証

10年保証

排煙計算

項目	計算式	結果	判定
層高	$(5.46 \times 3.64 + 2.18 \times 2.18 + 2.18 \times 2.18 + 2.18 \times 2.18) / 50$ = 0.44288	$(0.5 \times 0.4) \times 3 + (0.5 \times 0.4) \times 3 = 1.3$	OK
和風 A	$2.18 \times 2.18 / 50 = 0.23184$	$0.25 \times 0.4 = 0.1$	OK
和風 B	$3.64 \times 2.18 / 50 = 0.19872$	$0.25 \times 0.4 = 0.1$	OK
洋風 A	$(2.295 \times 2.95 + 4.8 \times 6.46 + 0.911) / 50 = 0.449$	$(0.5 \times 0.6 \times 3) + 0.5 \times 0.4 = 1.2$	OK
洋風 B	$4.005 \times 3.185 / 50 = 0.5186$	$(0.4 \times 0.5) \times 2 = 0.4$	OK

照合済  
札幌市建築審査二課

送付先 札幌市 1500764  
 札幌市 札幌市  
 札幌市 札幌市  
 札幌市 札幌市



実際の施工図

建築主様照会済証明図

